

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

(株)DeNA 控訴審で、なくす会勝訴判決が出されました

株式会社ディー・エヌ・エー控訴審高裁判決を受けて

令和2年11月5日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会

本日、東京高等裁判所は、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」という）の不当契約条項の差止めを認めたさいたま地裁令和2年2月5日の判決を維持し、同社の控訴を棄却する判決を言い渡した。実質的に当会の全面勝訴の判決と評価できる。

控訴審判決は、大筋において、原審判決の判決理由や判断を維持したものであるが、消費者契約法における不当条項の解釈のあり方について後記のとおり踏み込んだ明確な判断をしている点で、高く評価できる。DeNAと類似の条項を使用している多数の事業者（インターネット系の通信販売事業者等）に対し、事実上、利用規約の見直しを迫る効果のある判決であり、今後、関係事業者が自主的に利用規約を見直すことが期待される。

以下、控訴審判決の要点を紹介する。

原審は、「他のモバゲー会員に不当に迷惑を掛けたと当社が判断した場合」、「その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合」には、会員資格取消措置をとることができる旨の規定は、「著しく明確性を欠くと言わざるを得ない」、「客観性を十分に伴う判断でなくても許されると解釈する余地がある」などとして、「当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません」と規定するDeNA利用規約7条3項は消費者契約法8条にふれる不当条項であると判断し、当該利用規約の差止めを認めた。

控訴審において、DeNAは、上記条項について「当社が合理的に判断した場合」との文言を加え、解釈が明確になったとして原審判決の変更を求めた。

しかし、控訴審は、「『合理的に判断した』の意味内容は極めて不明確であり」これによって解釈が明確になったとは言えないと判示し、DeNAの主張を排斥した。しかも、DeNAが「他の企業においても『合理的な判断』との条項の意味内容につきトラブルが生じていない」ことを理由に自社の規定の意味内容も明確であると主張したことに対しても、控訴審は正面から否定した。さらに、DeNAが、「一般に合理的限定解釈は許される」と主張したことに対しても、控訴審は、消費者契約法の不当条項の解釈においては、「事業者を救済する（不当条項性を否定する）方向で、消費者契約の条項に文言を補い限定解釈するということは、同項（注：消費者契約法3条1項1号）の趣旨に照らし、極力控えるのが相当である」との判断を示した。消費者契約法における契約条項の解釈手法のあり方を明確にした高裁判決は、全国初と認識している。

このように、控訴審は、消費者契約においては、条項の文言に明確性が要求されるとともに、事業者が後付けで文言に意味を補うことによって不当条項性を免れようとすることは原則として許されないという姿勢を明確化している。この判断は、不当条項性について訴訟や紛争が顕在化していない他の事業者にも当てはまるものである。

多くの事業者がこの判決を真摯に受けとめ、消費者契約の条項をより公正なものに修正していくことを期待する

以上

なくす会訴訟提起後の進捗状況ご報告

事業者名/事件番号等	概要（当会の主張）
被害回復訴訟 (株)ZERUTA（屋号・七福神） （給料ファクタリング） 2020年6月8日 令和2年（ワ）第1254号 さいたま地方裁判所 第6民事部 ※期日が再度延期になりました	当該事業者が「七福神」という屋号で営む給料ファクタリング業務は、法外な手数料を請求する手法であり違法であるとして、消費者が支払った金員の返金を求める共通義務確認訴訟を提起。 第1回期日：12月18日（金）10時30分（予定） さいたま地方裁判所C棟101号法廷 ※第1段階目に勝訴した場合には、第2段階目に進み被害回復を求める消費者の方々にご参加いただきます
差止請求控訴審 (株)ディー・エヌ・エー（DeNA） （モバゲー利用規約） 令和2年（ネ）第1093号 東京高等裁判所 第2民事部	「当社の措置により会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません。」という規定は、文字通りに読めば「一切賠償しない。」との規定で消費者契約法第8条に違反する。事業者は「業者に責任がある場合は適用されないという解釈をすべき内容の条文なので問題ない」と主張。控訴審判決で、高裁は(株)DeNAの控訴を棄却しました。 控訴審 第1回期日 2020年7月30日 第2回期日 9月10日（結審） 判決言い渡し 11月5日 13時20分 東京高裁822号法廷
差止請求訴訟 (株)ROOKIES（「チケットプロモーション」サービス利用規約） 2020年3月31日 令和2年（ワ）第753号 さいたま地方裁判所 第2民事部	利用規約に取引成立後の買い手へのキャンセル手数料を100%に設定しているのは、消費者契約法第9条に違反する。一切責任を負わないとする損害賠償責任の全部免除条項は同8条に違反する。 第1回期日 2020年10月7日（水）10時15分 第2回期日 11月25日（水）13時30分 さいたま地方裁判所C棟第101号法廷

共通義務確認訴訟、差止請求訴訟の期日をご確認の上、ぜひ傍聴にて応援をお願いします。
 ※期日は変更になる場合がありますので、当会ホームページをご確認ください

なくす会「申入れ」活動報告（2020.11現在）

◇ 「申入書」「回答」などの詳細は当会ホームページ＞差止・被害回復関連でご確認ください

事業者名（業種）	概要（申入れの主な内容）
(株)Oz（加圧トレーニングスタジオ）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 責任免除条項につき事業者側に故意または過失がある場合を除くことを明記すること ◆ 「体験トレーニング・入会申込書」における不返還条項の内容を見直すこと ⇒ 変更するとの回答を受領しました
(株)オークファン（オークション相場検索サイト）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「利用規約」などにおける「利用者は、（中略）その結果について一切の責任を負います」などの複数の条項について、使用停止または適切な条項へ修正すること ⇒ 利用規約等の内容を検討するとの回答を受領しました

消費者被害アンケート・めやすばこ《コロナ禍の生活の変化》実施中！

お住まいの地域、年代は問いません。どなたでも回答いただけます。
下記 QR コードやアンケートフォーム、またはホームページから調査用紙をダウンロード・印刷し、ご回答いただきたく、ご協力お願いいたします

埼玉消費者被害をなくす会は、2020 年度も「消費者被害アンケート・めやすばこ」を実施中です。アンケートの配布・報告などを通じ、消費者への啓発・被害の未然防止のために活用します。



【内容】

《コロナ禍の生活の変化》

コロナ禍、どのような媒体から情報を得ていたのか、どのような生活の変化があったのか、困ったことは何か、またトラブルに遭ったことはあるか、などについてお聞きします。

【目的】

コロナ禍で、消費者がどのように情報収集し、生活がどのように変化し、どのようなトラブルに遭ったのかなどについて調査し、集計結果をもとに、当会の活動につなげます。

【提出方法】

- ① 下記アンケートフォームまたは QR コードを読み取る場合：
各自で回答後、送信してください。



https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfCqc7pB7FPD3sQS9QfSgAD79wig-PkLxfzcxU6vySKy49NqQ/viewform?usp=sf_link

- ② 印刷した調査用紙を使用して回答いただく場合：
なくす会ホームページからダウンロードいただくか、当会まで必要部数をご連絡ください。
http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/201021_01.html

回答済の調査用紙を下記まで郵送または FAX 送信してください。

送付先（郵送）：〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 埼玉消費者被害をなくす会 事務局宛て

(FAX)：048-829-7444

【回答締切り】

2020 年 12 月 21 日（月）

（送付が間に合わない場合等は下記事務局まで連絡をお願いします）

【問い合わせ先】

適格消費者団体・特定適格消費者団体

NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会 事務局（担当：田中）

電話：048-844-8972

FAX：048-829-7444





知っておこう AI 製品利用時の注意点

～スマートウォッチまかせの健康管理で大丈夫？～

AI 搭載製品はとても便利ですが、リスクを知った上で使用することが重要です。AI にできること・できないこと、トラブルの実例などをもとに、AI 搭載製品をかしく使うコツを学びます。

日時：2020年12月12日(土) 10時～12時

講師：小塚 莊一郎氏(学習院大学法学部教授)

参加費
無料



会場

浦和コミュニティセンター第15集会室
(JR浦和駅東口 コムナーレ9階)
募集 45人(要申込・先着)

オンライン (Zoom)

募集 30人(要申込・先着)
必ずメールでお申込みください

申込受付期間：11/23(月・祝)～12/4(金) 16時(消印有効)

記載必須事項：

①参加方法(会場またはオンライン) ②お名前・フリガナ ③在住市町村 ④緊急時連絡先

申込み・問合せ：(当日欠席する場合は必ずご連絡ください)

FAX 048-829-7444 ハガキ 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

メール nakusukai.05@saitama-k.com

(☎ 048-844-8972 10時～16時・土日祝休) ※留守番電話になっている場合があります。

いただいた個人情報は学習会開催のために利用し、その他の目的には一切利用しません
新型コロナウイルス感染拡大防止の為、急きょ中止となる可能性もあります



ご寄付により、なくす会の活動を応援してください

郵便振替口座番号 00140-4-357445

金額 〇〇〇〇(ご寄付いただく金額)

加入者名 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

通信欄 「寄付金」とご記入ください

ご依頼人 ご寄附いただく方の

「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください



年会費納入のお願い

年会費：個人正会員 3,000円

個人賛助会員 1,000円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5098908

特非) 埼玉消費者被害をなくす会

消費者カアップ学習会 Vol.3

『あなたの情報セキュリティ対策、大丈夫?』
(仮題)

2021年2月オンライン開催準備中!



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)